調査票第一號乙

（工場）　祕

一般工場調査期間	季節作業工場調査期間
自昭和　年一月一日	自昭和　年　月　日
至昭和　年十二月末日	至昭和　年　月　日

◎第　　　號

工場番號※

本調査票ハ當該官廳ニ於テ祕密ノ取扱ヲ爲スモノトス
本調査票ハ四通提出スベシ
本調査票ハ一月末日迄ニ提出スベシ
昭和　年　月　日提出

※欄ハ記入ヲ要セズ
◎欄ハ道府縣ニ於テ記入スルモノトス

工場名	
工場所在地	
主要事業	

勞働消費	四期別	平均一日使用職工數	平均一日勞働時間	作業日數
	1月—3月			
	4月—6月			
	7月—9月			
	10月—12月			
	總消費	※		

賃銀支拂總額	圓

電力使用額 種類	數量	單位	前記中燈用ノモノノ數量	單位	原動力ノ種類又ハ供給者名
自家發生ニ係ルモノ		キロワツト時		キロワツト時	
他ヨリ供給ヲ受クルモノ		キロワツト時		キロワツト時	
計		キロワツト時		キロワツト時	

燃料使用額 種類		數量	單位	價額
瓦斯	自家發生ニ係ルモノ		立方米	
瓦斯	他ヨリ供給ヲ受クルモノ		立方米	
				圓

備考

工業主ノ住所及氏名又ハ名稱竝ニ捺印	電話番號

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スベシ
但シ追加葉數ヲ明ニスル爲次ノ欄內ニ記入スベシ

總數　　葉中第　　葉

記入注意

一　事項
1　本票は工場調査規則第二條に該當する工場に限り之を提出すべし尚休業中のものは其の旨を附記し休業前の職工數を備考欄に記入すべし
2　本票に記入する數字は1、2、3等の如きアラビヤ數字を使用すべし
3　「第　號」及「工場番號」欄には工業主に於て記入することを要せず

二　調査の期間
一般工場に付ては一月一日より十二月末日に至る一年間とし作業季節ある工場に付ては前年より本年に跨るときと雖其の季節に依るべし

三　工場名
例へば鐘淵紡績株式會社兵庫工場、个織物場等の如く當該工場の稱呼を記入すべし
工場には特別の稱呼なき場合には其の工場の主たる事業及工業主の氏名又は名稱等に依り假に名稱を附して記入すべし例へば中村レンズ工場、吉田組染物工場といふが如し

四　工場所在地
道府縣郡市町村番地其の他之に準ずべきものを記入すべし

五　主要事業
工場分類表に依り當該工場に於ける事業を記入すべし例へば織物業に在りては綿織物業、絹綿交織物業等と區別し、原動機製造業に在りては蒸汽機關製造業、内燃機關製造業、水車製造業等と區別して記入するが如し尚當該工場が二種以上の事業を併せ營む場合は其の各々の生產額の多少、設備の大小等を參酌して主要と認めらるる事業一種を記入すべし

六　勞働消費
1　平均一日使用職工數欄には毎日使用職工數の一日當平均を各期別に記入すべし但し端數は切捨つべし
職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本體たる業務に付勞働に從事し又は直接に其の業務を助成する爲勞働に從事する者(職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工等)をいひ給仕、小使、門衞、掃除夫、賄方、運搬夫及工場建設物の修理等に從事する大工、左官等を含まず
尙工業主又は雇傭關係なき其の家族は假令當該勞働に從事すと雖之を職工と認めず
徒弟及職人は之を職工と看做す
2　平均一日勞働時間欄には職工の毎日勞働時間の一日當平均を各期別に記入すべし但し小數點以下一位迄とし未滿は切捨つべし
3　作業日數欄には作業日數を各期別に記入すべし
4　總消費の欄には工業主に於て記入することを要せず

七　賃銀支拂總額
1　職工に對し支拂ひたる賃銀の總額を記入すべし
2　賃銀には手當、歩增、賞與等を含む
3　賄、被服、住居等實物を給與する場合に於ては其の價額を見積り之を合算記入すべし

八　電力使用額
1　使用したる電力を自家發生に係るものと他より供給を受くるものとに區別して其の數量を記入すべし
2　前記數量中燈用に使用したるものの數量を記入すべし
3　自家發生に係る電力に付ては原動力の種類を、他より供給を受くるものに付ては供給者名を記入すべし原動力の種類は汽力、瓦斯力、水力等の如く記入すべし

九　燃料使用額
1　石炭、コークス、石油、瓦斯、薪、木炭等に區別して記入すべし
2　自家生產に係るものと雖燃料として使用したるものは合算記入すべし但し瓦斯に付ては自家發生に係るものと他より供給を受くるものとに區別し數量のみを記入すべし
3　電力及瓦斯の自家發生に要したる燃料も該當品目中に合算記入すべし
4　數量の單位は特に指定するものの外成るべくメートル法に依るべし束、俵、呎等慣用の單位にして品目又は地方に依り貫數量に差異あるものは之が內容の說明を備考欄に附記すべし
價額は購買價額に依るべし但し自家生產に係るものの價額は市價に依り之を計算すべし

十　工業主の住所及氏名又は名稱竝に捺印
工業主とは其の工場が自己の工場たると他より賃借したる工場たるとを問はず其の營業主をいふ
工業主は其の住所及氏名又は名稱を記入し其の印章を押捺すべし但し捺印は責任ある工場管理者の印章を以て之に代ふることを得

工場調査規則(昭和四年十一月商工省令第十七號)及資源調査法(昭和四年四月法律第五十三號)に付ては調査票第三號裏面參照